

コンサルタント業を営む申立人について、外国人が発注したヨットの建造を中国地方で行う事業についてのコンサルタント契約が原発事故の影響により解消されたとして、契約解消に伴う逸失利益の賠償が認められた事例（和解案提示理由書あり。掲載番号31）。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- |      |   |  |
|------|---|--|
| 損害項目 | ア | コンサルタント業務に係る逸失利益<br>(期間 自 平成23年7月1日<br>至 平成25年6月30日) |
|      | イ | 本件和解仲介に係る弁護士費用                                       |

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、下記のとおり前項の損害項目ア及びイについての和解金として、合計金31,147,200円の支払義務のあることを認める。

#### 記

- |   |              |
|---|--------------|
| ア | 金30,240,000円 |
| イ | 金907,200円    |

### 3 支払方法

(省略)

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が

署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年10月29日

(仲介委員 新村正人)